

平成25年度国民健康保険税 税率改定（引上げ）のお知らせ

医療費の現状と抑制に
向けた取組み

広報あびら1月号で保険税率引上げについて12月議会に提案し、総務常任委員会に付託され継続審議中とお知らせしましたが、平成25年第2回臨時議会で4千万円の增收案のとおり可決しました。

概要については、今までお知らせしてきましたが、もう一度ご説明します。

国民健康保険事業特別会計 の現状

国民健康保険事業特別会計は、独立採算制を原則として国保加入者が相互扶助により同会計内で運営していくものです。しかし、加入者の減少や医療費の増嵩により、現在の保険税では賄えず、多額の不足額の負担を一般会計にお願いし、財政運営をしてきました。

しかし、赤字額が膨らみ平成22年度・23年度決算では赤字となり、今後の試算でも現状のままでは赤字が続き、その補てんを一般会計に頼らなければなりません。今後的一般会計の財政運営を圧迫していくことにもなることから、国保会計内で財源を生み出し

保険税の引上げ率 平均約20%

ていくため、平成12年度から改定をしていかつた保険税を引き上げざるを得ない状況になり、今回改定について提案し、可決されたところです。

改定額については下表のとおりですが、今後の財源不足額を概ね6千万円と試算し、そのうち4千万円の增收を見込み引上げ幅を19・5%（平成22年度・23年度決算では赤字となり、今後の試算でも現状のままでは赤字が続き、その補てんを一般会計に頼らなければなりません。今後的一般会計の財政運営を圧迫していくことにもなることから、国保会計内で財源を生み出し

健診を受診しましよう

医療費は、平成20年度以降8億円前後で推移し、平成23年度では、1人当たりの医療費が約34万円で、全道で157団体中80位と高く、要因としては、脳梗塞や心筋梗塞など循環器系の病気や糖尿病など生活習慣病やガンなどが大半を占めています。

このような重症化による医療費を抑制するため、特定健診（特定健康診査）の未受診者の方には受診を勧め、一度自分の健康状態を把握してもらい、健診結果によつては保健師の保健指導（特定保健指導）により予防の手助けを行います。また、受診によって、早期発見・早期治療に繋がり、将来的な身体の負担や金銭的な負担を軽減することができますので、是非、健診を受けさせてください。

負担が多くなりやがて保険料に跳ね返ることも想定されますが、受診をお願いします。

ジェネリック医薬品の 利用を

現在、使用している方が多くなっていますが、ジェネリック医薬品の利用促進に向けPR活動を行っています。

ジェネリック医薬品は、最初に作られた医薬品の特許が切れた後に販売される薬で、



同じ主成分で製造され、研究開発費を抑え新薬に比べて値段が安く、厚生労働省の認可のもとで製造・販売される低価格の薬で、本町においても利用促進に向けた取組みを行っています。

値段が安く医療費を抑えることができ、加入者の病院での自己負担も安く済みますが、お医者さんや薬剤師さんとよくご相談の上、処方していただくようにしてください。

(表)

区分	新税率	現行税率	比較
医療分	所得割	5.2%	4% + 1.2%
	資産割	45%	45% -
	均等割	20,500円	18,000円 + 2,500円
	平等割	26,000円	22,000円 + 4,000円
	賦課限度額	510,000円	510,000円 -
後期高齢者支援分	所得割	2.55%	2% + 0.55%
	資産割	5%	5% -
	均等割	8,000円	7,000円 + 1,000円
	平等割	9,000円	6,000円 + 3,000円
	賦課限度額	140,000円	140,000円 -
介護納付分	所得割	1.4%	1% + 0.4%
	資産割	7.5%	7.5% -
	均等割	7,500円	5,500円 + 2,000円
	平等割	7,500円	5,200円 + 2,000円
	賦課限度額	120,000円	120,000円 -